

知財紛争処理に関する現状と 特許庁の取組

経済産業省 特許庁
2015年

日本の特許出願の動向

- 2000年代以降、特許出願件数は減少傾向(外国人による出願を除く)であり、知財訴訟件数も増えていない。
- 他方、登録率は向上。また、研究開発費の総額は増加傾向(リーマン・ショック以降を除く)。
- 国際特許出願は増加傾向。
- 2000年代以降の特許出願件数の減少は、企業の特許の「量」から「質」への転換や国際特許出願の増加によるものと考えられる。

図1: 出願年別の特許出願件数・登録率

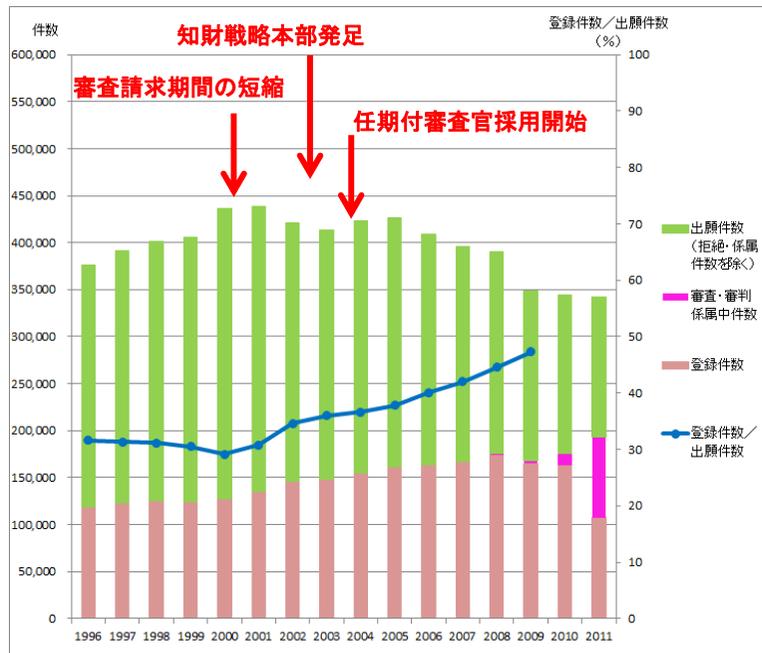


図2: 特許出願件数・訴訟件数・研究開発費の総額の推移

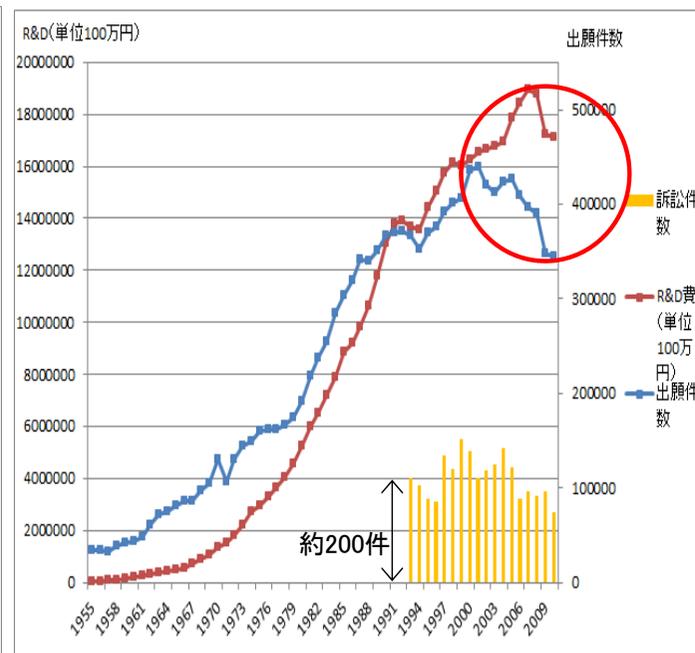
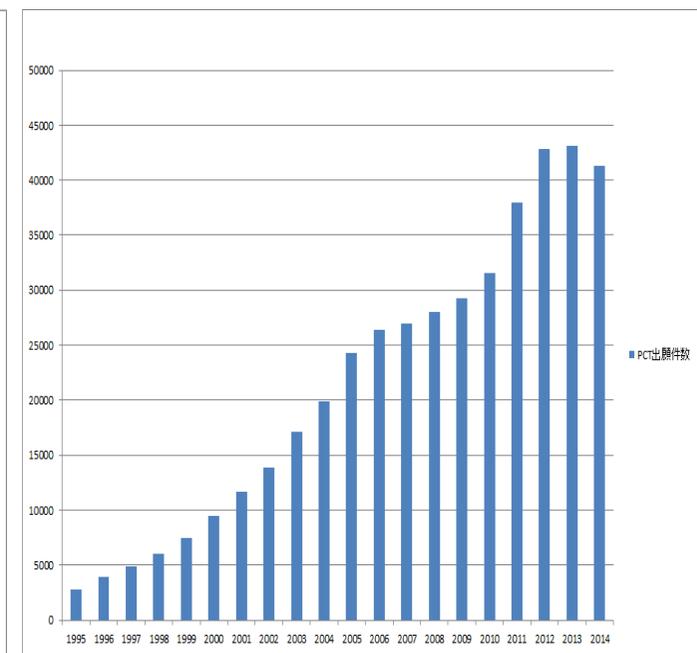


図3: 国際特許出願(PCT)の件数



	2009	2010	2011	2012	2013	2014	増減率 (2009年比)
出願件数 (内国人)	295,315	290,081	287,580	287,013	271,731	265,959	▲10%
出願件数 (外国人)	53,281	54,517	55,030	55,783	56,705	60,030	13%

出典: 特許行政年次報告書

R&D: 総務省統計局 <http://www.stat.go.jp/data/chouki/17.htm>

GDP: 内閣府

http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h10/T2annual_report_j.html

出願件数: WIPO

<http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm?tab=patent>

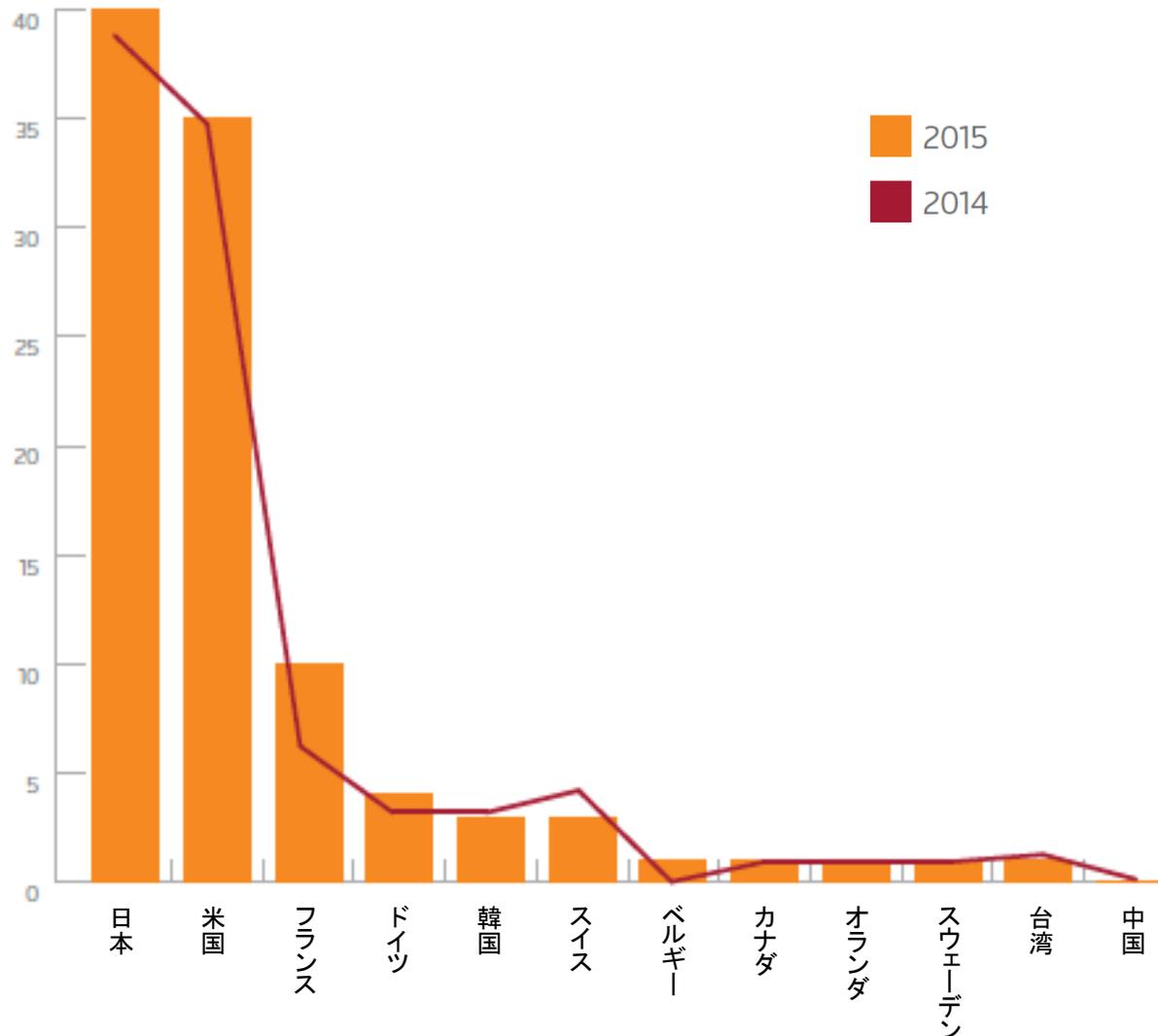
総務省統計局 <http://www.stat.go.jp/data/chouki/17.htm>

訴訟件数: 最高裁判所事務総局行政局

「平成5～22年度知的財産権関係民事・行政事件の概況」

- トムソン・ロイター社の「トップ100グローバル・イノベーター2015」によれば、日本は米国を上回り、世界第一位。

企業数(社)



※グローバル・イノベーター選定基準

1. 数量

新技術や医薬品、ビジネスプロセスなどの特許公報で最初に公になったもの。

直近5年で100件以上の特許を取得した企業／機関が対象

2. 成功率

直近5年で公開された特許出願と登録された特許出願との割合

3. グローバル性

中国専利局、欧州特許庁、日本国特許庁、米国特許商標庁で取得したベーシック特許の件数

4. 影響力

直近5年間に各社の特許が他社の発明の中で引用されている数

(参考) 米国の特許出願の動向

- 1990年代以降、特許出願件数(合計)は増加傾向。また、知財訴訟件数も増加傾向。
- ただし、新規の出願件数は横ばい傾向。登録率は減少傾向。

図1: 出願年別の特許出願件数・登録率

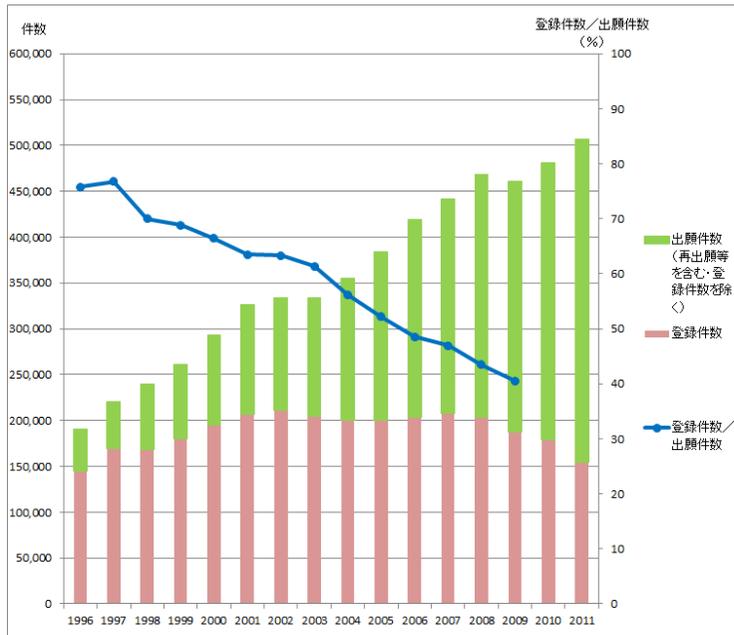


図2: 特許出願件数・訴訟件数・研究開発費の総額の推移

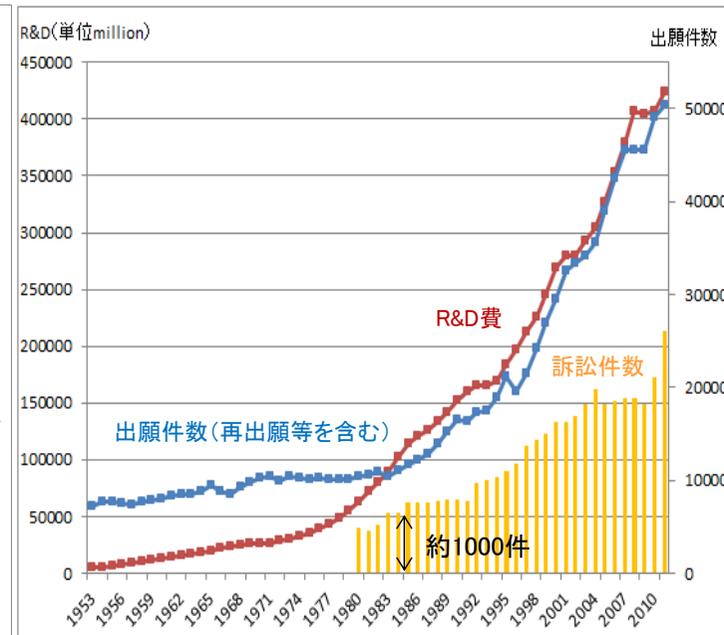
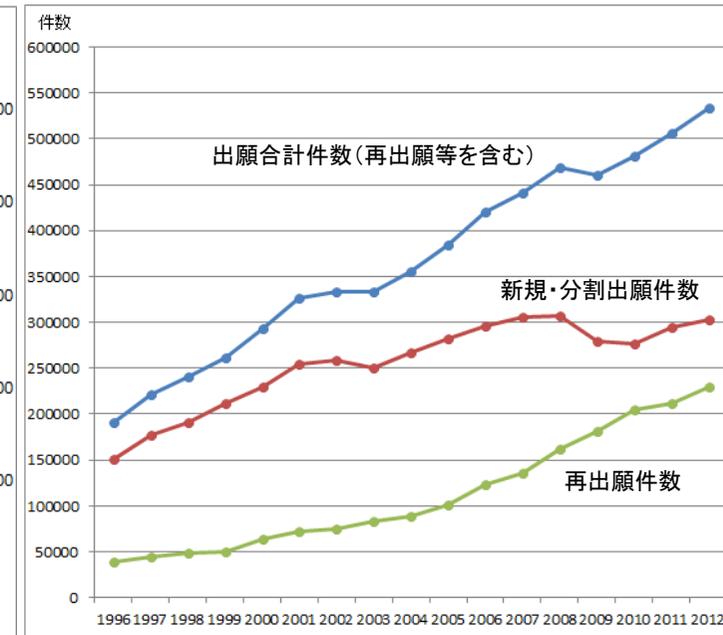


図3: 特許出願件数(内訳)の推移



	2009	2010	2011	2012	2013	2014	増減率 (2009年比)
出願件数 (内国人)	22.5万	24.2万	24.8万	26.9万	28.8万	29.0万	29%
出願件数 (外国人)	23.1万	24.8万	25.6万	27.4万	28.4万	28.9万	25%

出典: 特許行政年次報告書

R&D: Science and Engineering Indicators 2014

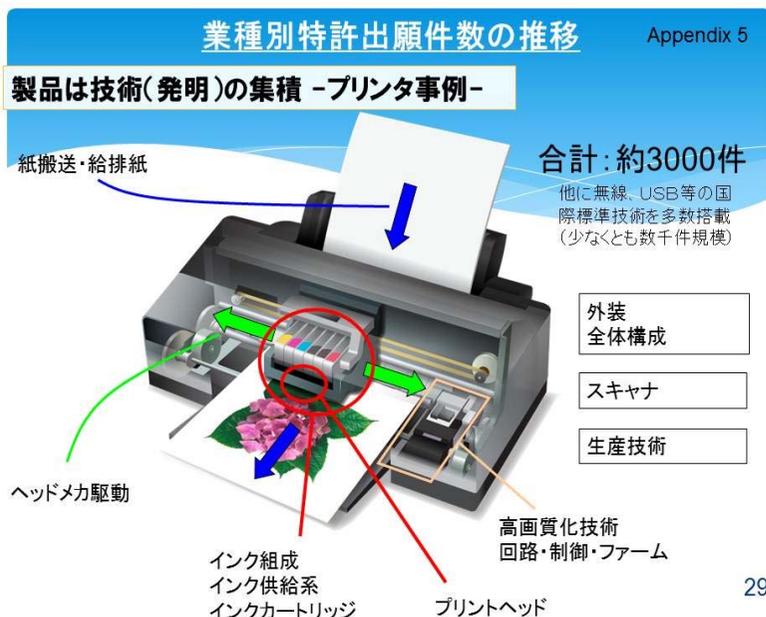
出願件数: USPTO http://www.uspto.gov/web/offices/ac/ido/oeip/taf/h_counts.htm

出願件数の内訳: PATENT APPLICATIONS AND THE PERFORMANCE OF THE U.S. PATENT AND TRADEMARK OFFICE, Christopher A. Cotropia et al., Feb. 26, 2013, Richmond School of Law Intellectual Property Institute Research Paper No.2013-01

訴訟件数: <http://www.ipwatchdog.com/2013/04/09/the-rise-of-patent-litigation-in-america-1980-2012/id=38910/>

- 情報技術 (IT : Information Technology) の進歩により、モノ作りとソフトウェアが融合した結果、既存の技術とソフトウェアの組み合わせによる特許が増加している。
- ソフトウェア関連技術については、場合によっては多大な研究開発投資を伴わずに特許を取得することも可能であるため、情報技術 (IT) を利用する製品には、膨大な件数の特許が関与するようになり、また、関連する特許を有する権利者も多様化している。

一製品が数千の特許で構成 (プリンタの事例)



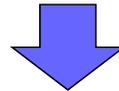
出典：産業構造審議会知的財産分科会第3回特許制度小委員会 (平成26年4月14日) 資料1 (スライド29)

一製品に含まれる特許数の増加は近年顕著

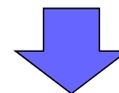


出典：電気電子メーカーからのヒアリングに基づき特許庁にて作成

- 我が国でも、より広範な産業分野において情報技術(IT)が活用されることが予想され、多くの技術分野で一製品中の特許の数は飛躍的に増大することが見込まれる。
- 情報技術は、我が国が国際競争力を有する製造業やインフラ産業など、様々な産業に広範に及ぶことが予想されている。



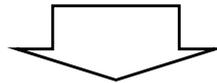
- このような産業構造の変化に伴い、数多くの権利が重なりあうように存在し、権利関係が錯綜しやすくなることから、訴訟として顕在化しないものを含む知財紛争処理のためのコストの増大が見込まれる。
- この方面での過大なコストの増加は、研究開発に投ずべき資金を減少させ、イノベーションを阻害する可能性がある。



- 知財紛争問題の検討に当たっては、産業構造の変化がもたらす影響(知財紛争処理コストの増大)も視野に入れた議論を行うことが重要。

○キルビー最高裁判決（平成12年4月11日最高裁第三小法廷判決）

当該特許に無効理由が存在することが明らかであると認められるときは、その特許権に基づく差止め、損害賠償請求等の請求は、特段の事情がない限り、権利の濫用に当たり許されない。

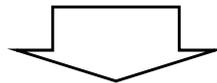


○特許法第104条の3（平成17年4月1日施行）（特許権者等の権利行使の制限）

キルビー最高裁判決後の実務を立法に反映させる改正を行った。なお、侵害訴訟における無効判断の効力は、訴訟当事者間に限られ、無効審決のような第三者に対する効力は有しない。

法改正（104条の3）の概要

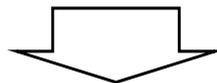
- 侵害訴訟において、当該特許が無効とされるべきものと認められるときは、特許権者等はその権利を行使することができないと規定した。



○特許法第104条の4（平成24年4月1日施行）（主張の制限）

法改正（104条の4）の概要

- 特許権侵害訴訟等の当事者であった者は、特許法第104条の3に基づき特許の有効性及びその範囲につき主張立証する機会と権能を有しているから、当該訴訟の判決が確定した後に、判決が基礎とした内容と異なる内容の審決が確定したとしても、当該審決の確定を再審の訴えにおいて主張できないこととした。



平成26年改正特許法により、特許権の早期安定化を可能とすべく、効率的な審理が可能な特許異議申立制度を創設

- 特許法上の証拠収集手続は、民事訴訟法の特例として規定されており、特許法の証拠収集手続のあり方を検討するにあたっては、民事訴訟法との整合性やバランスについて、考慮する必要がある。
- 特に、権利が無効になり得るという特許権の特殊性についても考慮する必要がある。
- 証拠収集手続により得られる利益と制度の悪用のおそれについて、両面からの検討が必要である。

特許法	(参考)民事訴訟法	特則の効果等
第104条の2(平成11年) 具体的態様の明示義務	規則第79条第3項	侵害行為の立証の容易化を可能とする。
第105条(平成11年) 文書提出命令	第220条、第223条第6項	訴訟に必要な証拠の収集を容易にする。
第105条第3項(平成16年) インカメラ審理における書類の開示	第92条、第223条第6項	文書中の技術的事項に関する裁判所の理解を正確・容易にする。
第105条の2(平成11年) 計算鑑定人制度	第163条、規則第133条	当事者に鑑定人に対する説明義務を課し、的確に計算が行えるようにする。
第105条の4等(平成16年) 秘密保持命令	第92条	営業秘密漏洩のおそれを低減し、営業秘密に関する主張立証を促進する。

日本と米国の損害賠償についての状況

○ 下のグラフは、日本と米国の知財訴訟において、認定された損害賠償額の中央値を比較したもの（米国については、裁判官、陪審別の認定額も記載）。

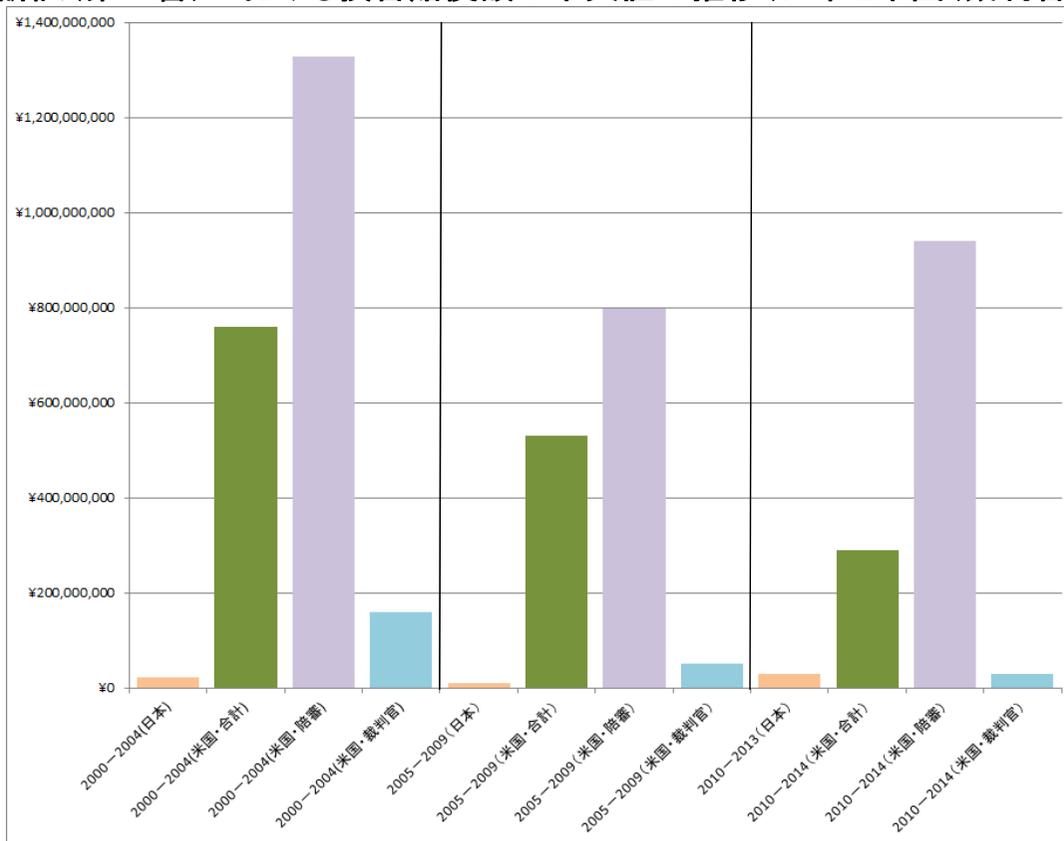
○ 米国の陪審による認定額は著しく高額である。

※米国では、当事者の一方より申出があれば、陪審員によるトライアルに付される（それ以外の事件は裁判官によるトライアルとなる）。

○ 米国における損害賠償額の中央値（裁判官と陪審による審理の合計）は減少傾向である。

○ 損害賠償の認定額を比較する際には、法制度の相違に留意する必要がある。

知財訴訟（第一審）における損害賠償額の中央値の推移（日本と米国（裁判官・陪審））



参考：第一審における陪審員と裁判官による審理の割合

	陪審員	裁判官
2000-2009	61%	39%
2010-2014	67%	33%

出典：米国のデータ PwC, Patent Litigation Study A Change in patentee fortunes,

日本のデータ 平成17年度産業財産権制度問題調査研究「産業財産権紛争を巡る現状に関する調査研究」

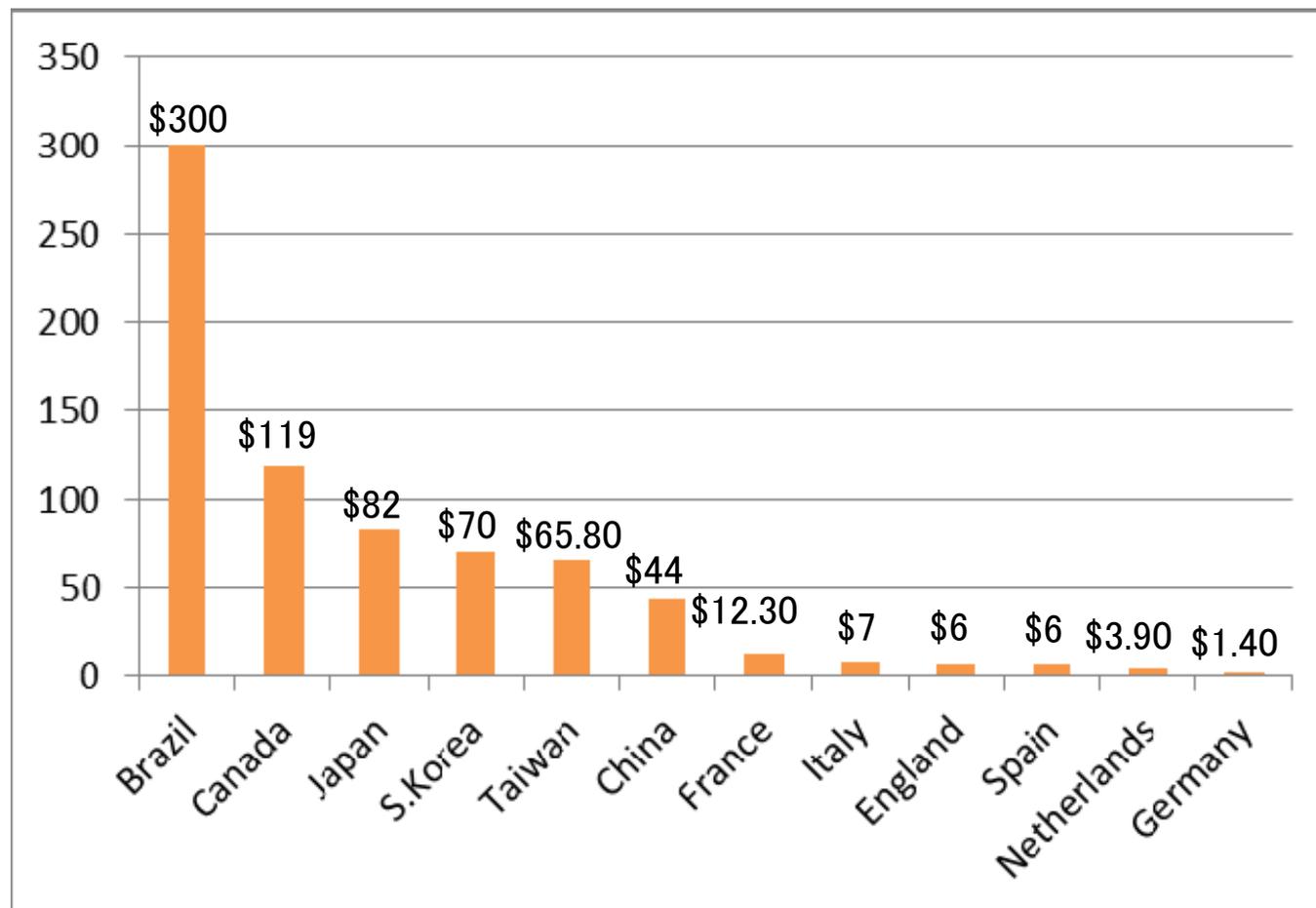
及び、平成17～25年の地裁判決より特許庁調べ

1ドルは100円で換算

各国の知財訴訟における損害賠償額(最高額)の状況

- 下のグラフは、各国の知財訴訟において、現在までに認定された損害賠償額の最高額を比較したもの(米国の最高額は、18億ドルのためグラフの欄外)。
- 日本で認定された損害賠償額の最高額は、米国を除く各国と比較すると、相対的に高い。

単位:100万ドル 各国の知財訴訟における損害賠償額(最高額)の比較



※各国の損害賠償額の比較にあたっては以下の法制度の相違に留意する必要がある。

1. アメリカを除く国では、侵害行為の差止が救済手段の中心であり、損害賠償の重要性が相対的に低い。
2. ドイツやイギリスにおいては、損害額の認定まで裁判所が行わずに、当事者間の和解交渉で損害額が決まることが多い。

- 米国では、パテントロール※による特許訴訟の急増が、大きな問題となっている。
 - このため、パテントロール対策を目的とした知財訴訟制度の改正が提言されている。
- ※自らは研究開発・製造販売を行わず、ライセンス料や高額な和解金を得ることを目的として特許権を買い集めて、権利行使をビジネスとする個人や団体。

米国知財訴訟制度改正の提言 (White House Task Force on High-Tech Patent Issue) : 2013年6月4日

- パテントロールによる訴訟件数は、過去2年で3倍となり、知的財産侵害訴訟における割合も29%(2010年)から、62%(2012年)に増加。
- パテントロールは、ソフトウェア関連特許であって、機能で表現された権利範囲の広い特許を用いる。
- パテントロールは、大企業のみならず、小企業やエンドユーザーまでも攻撃の対象としている。
- パテントロールに関連した訴訟においては、小さいケースであってもかなりの経済コストがかかる。



対策として、下記の方針を提言

1. 特許要件(新規性及び進歩性)のハードルを高くし、明確な特許とする。
2. 特許権者とその技術を使用する者との間の訴訟コスト不均衡を是正する。
3. 新しい技術やビジネスモデルに対してイノベーションシステムの適合性向上を図る。

○ 米国における訴訟件数は2013年まで増加傾向を示していたが、2014年は前年比13%減となっている。

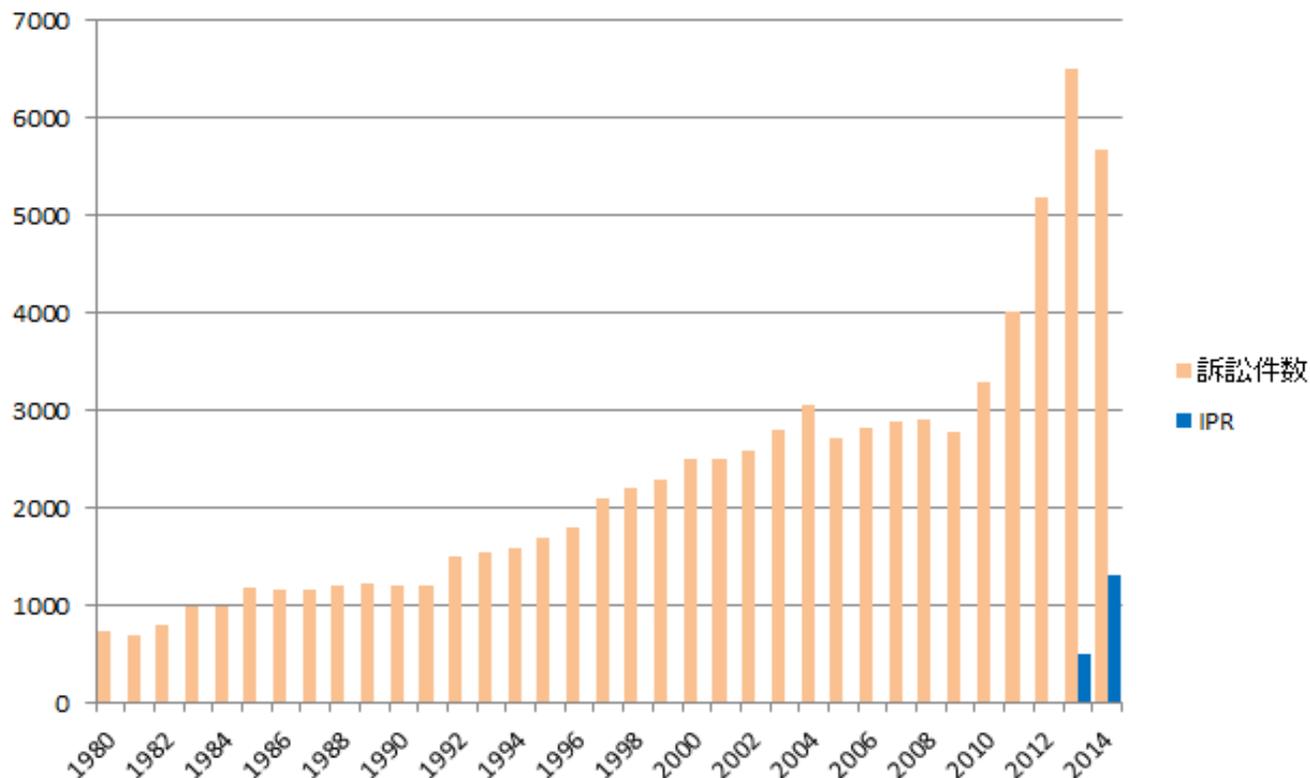
○ その背景には、以下のような見直し等によって、訴訟件数の抑制が図られたことがある。

(1) 当事者系レビュー(IPR)^{※1}の導入による、特許を無効化するための手段の強化

(2) ソフトウェア特許及びビジネス方法特許に関する特許適格性の要件の厳格化^{※2}

※1 IPRとは、特許権の登録後に、USPTOの審判部において特許の有効性(特許文献や刊行物に基づく新規性・進歩性の有無)について、当事者間で争うことができる制度(2012年9月16日より施行)。日本における無効審判に相当する。

※2 Alice Corp. v. CLS Bank最高裁判決(2014年6月19日)



今後の検討の方向性

- 知財紛争処理システムの高度化や、特許の権利の安定化や質の向上を図るため、
 - ・中小企業や地方企業の紛争処理システムへのアクセスの向上
 - ・審査・審判体制の一層の充実
 - ・産業界のニーズに応じたきめ細かいサービスの向上
 - ・技術と法実務の双方に通じた知財人材の育成
 - ・我が国の知財制度（紛争処理システムを含む）のアジア諸国への展開を目指した具体的な制度的措置も含めて幅広く検討する。

- 平成27年度調査研究において、権利の安定性、証拠収集手続、損害賠償の在り方について委員会を開催し、法制度面からの検討を実施（今年度中の取りまとめ予定）。

委員長：高林龍（早稲田大学大学院教授）

委員：小池豊（小坂・小池・櫻井法律事務所・弁護士）、鮫島正洋（内田・鮫島法律事務所・弁護士）

田中昌利（長島・大野・常松法律事務所・弁護士）、田村善之（北海道大学大学院教授）

森田宏樹（東京大学大学院教授）

- 産業構造審議会審査品質管理小委員会（平成26年8月設置）での審議を通じて、品質管理の実施体制、実施状況に対する客観的評価を得て、これを審査の質の向上のための取組に反映。

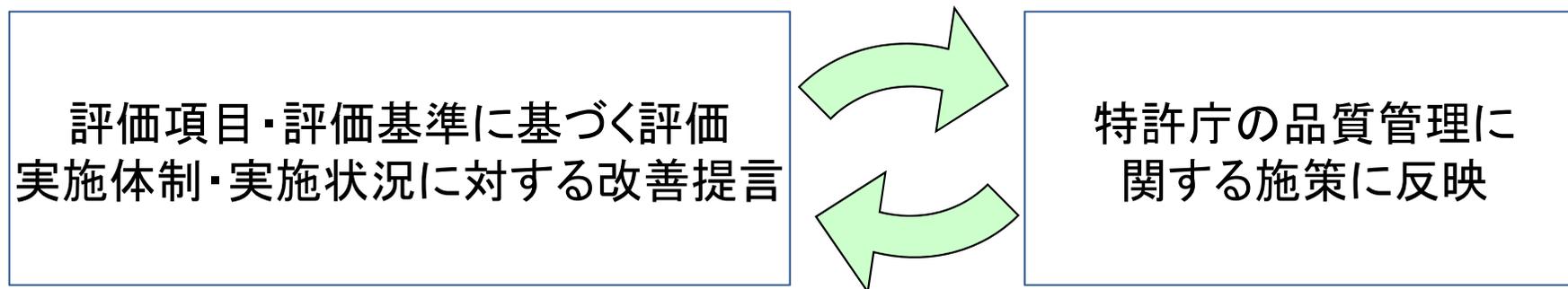
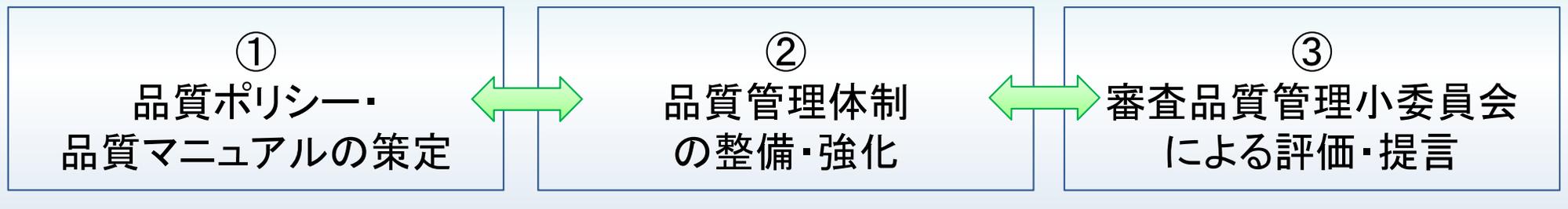
平成28年度以降

- 昨今の産業構造の変化の動向や、上記の調査検討の結果を踏まえ、必要に応じて、産業構造審議会においてさらに検討。

○ 審査品質管理小委員会※を設けて、品質管理の実施体制・実施状況について客観的な検証・評価を行い、同小委員会での審議結果を、審査の質の向上のための取組に反映している。

※産業構造審議会の下に設置した外部有識者委員会（委員長：相澤英孝 一橋大学大学院教授）

審査の質の向上に向けた取組(特許・意匠・商標)



○検証・評価の観点

- ・品質管理の方針や手続が適切に整備されているか
- ・品質管理体制が適切に整えられているか
- ・方針や手続に沿った品質管理が適切に実施されているか 等